

天満労働基準監督署発表  
令和7年9月30日

【照会先】  
担当 天満労働基準監督署  
06-7713-2003

## 労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な時間外・休日労働を行わせた疑い)

令和7年9月30日、天満労働基準監督署（署長 <sup>いじちやすし</sup>伊地知康）は、株式会社エムティーほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

- 被疑者  
株式会社エムティー（以下「被疑会社」という。）ほか1名  
本店所在地 大阪市都島区片町  
事業内容 総合警備保障業
- 違反条文等  
労働基準法違反  
同法第32条第1項  
同法第36条第6項第2号  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第121条第1項（両罰規定）
- 事件の概要  
被疑会社ほか1名は、労働者2名に、36協定の延長時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせた疑いがあるものです。
- 参考事項  
適用法条文は、別紙のとおり。

**労働基準法**（昭和二二・四・七 法律第四九号）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条

6 使用者は、第一項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

二 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間百時間未満であること。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

第二百一条

1 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行つた代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。